

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援 特別事業の視覚障害者の活用状況調査

- 吉泉 豊晴 (社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 情報部長)
工藤 正一 (社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 総合相談室)

1.調査の目的

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(以下「連携事業」)は、通勤や職場での読み書きにかかる支援が可能となり、視覚障害者の就労促進にとっても効果があると期待される。

そこで、連携事業の現状と課題と効果を把握するため自治体にアンケート調査を実施し、また、当該事業を利用している視覚障害者に聞き取り調査を行った。

2.背景

視覚障害者の移動支援

障害者総合支援法に基づく「同行援護」

(1) 主な支援内容

- ・通院や買い物のための移動支援
- ・外出先での必要書類の代読代筆など

(2) 利用できること

- ・通勤、営業活動などの経済活動に関わる外出
 - ・通年かつ、長期にわたる外出
 - ・社会通念上適当ではない外出
- ・通勤や業務上の移動及び業務に関わる事務作業
(代筆代読)の支援を受けることが出来ない

こうした制約は視覚障害者の社会参加を阻むとして従来より障害福祉サービスの移動支援と同様に雇用・就労の場でも雇用と福祉の連携を求める声があった。

→2020年10月より地域生活支援促進事業として連携事業が実施されることになった。

3.自治体に対するアンケート調査

(1)調査方法・対象等

期間:2023年9月～10月

対象:137都市

政令市(20件)

中核市(62件)

東京23区(23件)

厚生労働省の2022年度調査における実施市町村(32件)

回収率:129件(94.2%)

(2)連携事業を実施する自治体の数

連携事業を実施する自治体(「実施に向けて準備中」を含む)は70件で有効回答129件の内54.3%だった。

そのうち視覚障害者向けに連携事業を実施する自治体は66件で実施自治体の94%を占めた

(3) 視覚障害者向けの支援内容(複数回答) n=66

- ・自営業者の通勤(74.2%)
- ・民間雇用の人の通勤支援(66.7%)

一方、職場における支援は

- ・自営業(59.1%)
- ・民間雇用(42.4%)

→どちらも通勤支援の方が高い割合になっている

(4)連携事業の報酬単価

視覚障害者向けに連携事業を実施する66件の内

- ・同行援護と同じ報酬単価…55件(83%)
- ・同行援護よりも低い…4件(政令市1件、市町村3件)
- ・同行援護よりも高い…1件(中核市)

(5)視覚障害者向けに連携事業を行う上での課題

(複数回答) $n=129$

- ・「事業所の確保」(72件56%)
- ・「財源・予算の確保」(57件、44%)
- ・「利用者ニーズの把握」(56件、43%)

4.連携事業の利用事例

利用者の実態把握方法

期間:2025年2月～3月

対象:日本視覚障害者団体連合の加盟団体(60団体:
都道府県47件、政令市13件)

そのうち聞き取り調査の承諾が得られた8名に
インタビュー調査を行った。

(2)協力者の職業

- ・鍼灸マッサージ師:6名(いずれも自営業)
- ・事務職:1名(民間企業雇用)
- ・音楽演奏家:1名(自営業)

(3) 支援の内容

- ・移動支援: 通勤支援、訪問マッサージのための外出支援、音楽教室や演奏会場への外出支援等。
- ・必要書類等の読み書き支援: 鍼灸マッサージにかかるレセプト等の処理、楽譜等の演奏関係資料の処理といった専門的支援のほか、一般的な事務処理。

(4) 支援の効果

- ・安全・安心な移動
- ・移動にかかる時間の短縮
- ・鍼灸マッサージにおける訪問施術への業務の拡大
- ・読み書き支援による事務処理の効率化
- ・自費による支援者確保に要していたコストの削減

5.連携事業にまつわる課題

(1)連携事業の実施自治体が少ない

連携事業は地域支援促進事業に位置づけられており、また必須事業ではないため、その実施が自治体の裁量に任されている。

(2)地域によってサービス事業所やヘルパーが不足

連携事業を実施しているか否かにかかわらず、この課題に直面している自治体が多い。また、連携事業を実施していない自治体では、実施しない理由にもなっている。

(3)障害者雇用納付金による助成金との組み合わせを前提とするため手続きが複雑

障害者が民間部門で雇用されている場合、まず障害者雇用納付金による助成金を利用し、そののちに連携事業を利用する手順となり、手続きが複雑。利用の促進にマイナスの影響。₁₀

(4)仕事にまつわる書類の読み書きには一定の知識やICTのスキルが求められる
鍼灸マッサージなど職業関係書類の処理には専門性が求められる。そのための支援者確保には報酬単価の引き上げが必要。

(5)制度的制約

- ・利用が長時間になると報酬単価が下がるため、長時間の利用が歓迎されない傾向。
- ・ヘルパーが車の運転中は報酬の対象にならない。公共交通機関が不便な地域では待ち時間が生ずるなど大きな障壁になる。

6.考察

連携事業にまつわる課題解決の方向性について考察した。

- (1)連携事業を必須事業として位置づけ、地域にかかわらず実施
- (2)広域の地域圏での取り組みの実現

自治体が上げる課題として「事業所の確保」と「財源・予算の確保」が多かった。

これらの課題に自治体が単独で取り組むのは難しい状況。より広域の地域圏で取り組みが必要。

そのためには、

- ①長時間利用の際に報酬単価を引き下げない、
- ②ヘルパーが車を運転している間も報酬の対象にするという制度の改正が必要。

こうした改定は視覚障害者の利便性を大きく向上させる。

(3)手続きの簡素化

障害者雇用納付金による助成金の手続きと連携事業の手続きを一括して行えるよう簡素化する。

更には、納付金による助成金を利用しなくても連携事業を利用できるよう制度を改正する。

(4)専門性を有する支援人材の確保

職業にかかる支援には専門性が求められるが、その支援人材の確保策として次のことが必要。

- ・報酬単価の引き上げ
- ・支援人材の研修受講機械の確保

7.結論

今回、連携事業の現状・効果・課題を調査し、および課題の解決策の方向性について考察した。連携事業が視覚障害者の就労に大きなプラスの効果を持つこと、しかしながら、それを実施する自治体がまだ少数であることを確認できた。

それらを踏まえ、日本視覚障害者団体連合としては、視覚障害者と自治体の双方に対し事例集を提供することなどにより連携事業の利用促進を図る。また、連携事業がより利用しやすいものとなるよう改善を要求していく。